

目 次

◇	第2期宮城県教育振興基本計画、学校教育の方針	1
◇	教育施策の基本方向	2
◇	北部管内生涯学習推進の基本方針	4

【総務・教育学事】

I	方 針	5
II	推進事項	5
III	年間予定	5
IV	各報告期限等	6
V	学校事務指導実施要項	7
VI	公立小中学校事務共同実施	7
○	学校所在地一覧	8

【学校教育】

I	北部管内学校教育の重点と努力点	
	〔幼稚園〕	10
	〔小・中・義務教育学校〕	11
II	指導改善に向けて	
1	子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～	12
2	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた 授業づくりと「単元づくり」について	14
3	G I G Aスクール構想の実現に向けて	15
4	協働による授業づくりの推進（指導概況報告を基に）	16
5	学習指導案作成のポイント	17
6	保幼小連携、小中連携のポイント	20
7	個別の教育支援計画等の作成・活用のポイント	21
III	指導主事学校訪問指導要領	
1	基本方針	22
2	実施方針と内容	22
3	訪問指導の重点	22
4	訪問の形態と内容	22

5	訪問に関する手続き	23
6	学校課題に係る話し合い	26
7	指導主事学校訪問指導を活用した「指導主事参加型協働による授業づくり」	27
○	学校訪問指導の形態	30
	【各様式】	
○	学校訪問における授業の教科等について【様式3】	31
○	学校訪問打合せ票【様式4】	33
○	学校訪問アンケート【様式5】【様式6】	35
○	指導主事参加型協働による授業づくり打合せ票【様式7】	40
○	指導主事参加型協働による授業づくりアンケート【様式8】	41
○	幼稚園・認定こども園用 表簿チェックシート	43
	小・中学校用 表簿チェックシート	44
8	学校訪問日一覧	45
IV	研修事業等一覧	
1	初任者・新規採用者研修	46
2	教職経験者研修（5年研、中堅研、20年研等）	47
3	教育事務所主管事業及び研修等	48
4	教育相談等	49
V	研修事業等一覧	51
VI	指導主事派遣申請様式、欠席・辞退届様式等について	
1	指導主事派遣申請様式	52
2	欠席・辞退届様式等	52

【社会教育】

I	北部管内社会教育の重点と努力点	53
II	事業予定表	54
III	生涯学習・生涯スポーツ委託・補助事業等一覧	56
IV	協力事業	56
V	主要事業の実施予定及び実施状況	56
VI	各市町の主な社会教育関係機関・施設一覧	57
VII	教育事務所社会教育主事の学校訪問について	58
	各市町の概況	59

【年間行事予定】

学校教育	[偶数頁]
	60～82
社会教育	[奇数頁]
	61～83

学校教育

学校教育

I 北部管内学校教育の重点と努力点

〔幼稚園〕

「志を持ち、未来を創造する子供を育てる園づくり」を目指して

1 生きる力の基礎を培う特色ある園経営に努める

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成
- 教育目標の具現を図る組織的・協働的な園経営の推進
- 心を動かされる体験や言語活動の充実
- 開かれた園づくりを目指した学校評価の推進

2 心身の健やかな成長を促す指導の充実に努める

- 心身の調和のとれた発達を促す遊びの推進
- 園生活と家庭や地域社会との連続性を重視した保育活動の充実
- 「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成
- 規範意識や道徳性の芽生えを促す指導の工夫
- 安全・安心な園づくりに向けた実践的な防災・安全教育の推進

3 教育要領を踏まえた一人一人の特性に応じた指導の充実に努める

- 創造的な思考を培い、主体性や社会性を育てる活動を促す環境構成と援助の工夫
- 学級ごとの保育の充実と合同保育の工夫
- 教職員の専門的な資質と能力を高める組織的・計画的な園内研修の充実
- 特別な配慮を必要とする幼児への適切な支援
- 発達や学びの連続性を見通した保幼小連携の充実と小学校教育との円滑な接続を図る教育の推進
- 切れ目ない支援体制構築に向けた「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用

〔小・中・義務教育学校〕

「志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり」を目指して

1 生きる力を育む特色ある学校経営に努める

- 志教育全体計画及び年間指導計画に基づく志教育の推進
- 教育目標の具現を図る組織的・協働的な教育活動の推進
- 学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と確実な実施
- 開かれた学校づくりを目指した学校評価の推進
- 教育機会確保法の趣旨を踏まえた魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進

2 豊かな心と健康な体を育む指導の充実に努める

- 児童生徒理解に努め心情に寄り添う積極的・組織的な生徒指導の推進
- いじめの未然防止に向けた継続的・計画的な指導の充実
- 心身の健康と体力・運動能力の向上を図る学校体育・健康教育の充実
- 自校の重点内容項目を踏まえた道徳教育の充実
- 学校防災体制の強化と、地域と連携した実践的な防災・安全教育の推進

3 学習指導要領を踏まえた確かな学力の育成に努める

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ICTを積極的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 教科指導力をはじめ教職員の資質・能力の向上に資する研修の充実
- 児童生徒の学習習慣の形成と家庭学習の充実
- 特別な配慮を必要とする児童生徒の実態及び個に応じた指導と支援の充実
- 幼児教育からの円滑な接続と9年間の児童生徒の学びの系統性・連続性を踏まえた指導の充実
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用による特別支援教育の充実

Ⅱ 指導改善に向けて

1 子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

社会の在り方が劇的に変わる中で、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に身に付けるためには、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者となる必要があります。

令和5年、県教育委員会では「学力向上に向けた5つの提言」(H25年)の不易の部分に、「個別最適な学び」「協働的な学び」「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言」を新たにまとめました。令和6年度は、「子供の学びを支援する5つの提言」の展開期となります。各学校において、5つの提言の趣旨を共理解の上、これまでの取組を継続するとともに、着実な実践に努めていきましょう。

1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が生かされ、異なる考え方が組み合わさり、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

「子供の学びを支援する5つの提言」は、家庭との連携の下、学校生活のあらゆる場面で実践に努めることが求められます。ここでは、学習指導の場面での具体的な取組の一例を挙げました。子供たちの発達段階に応じて、どの切り口から実践を進めていくのか、参考にしてみてください。

1の取組例

- ・単元を学習する前にレディネスを調査することで子供や学級集団の状態を把握し、個に応じた指導の方法を検討する。
- ・一人一人の特性や学習進度、到達度に応じ、指導方法・教材、学習時間などの柔軟な設定を行う。



2の取組例

- ・学習のねらいに沿って、子供一人一人の変容や向上した点を見取って具体的にほめたり、認めたりする。
- ・授業での子供の「振り返り」や学習記録（スタディログ）への記述内容を次時の課題に生かすなど、子供自身が意欲的に粘り強く、挑戦しようとする課題設定を行う。



3の取組例

- ・課題解決に必要な学習形態や協働の相手、ICT活用等を自己決定し、学びを進める。
- ・学習計画表を基に子供自身が学びの進度や方法を調整できるようにする。



4の取組例

- ・考えを出し合って、比較したり、まとめたり、再構築したりするなど、子供が交流活動の目的を明確に意識して取り組めるようにする。
- ・一人一台端末を活用し、互いの考えを自由に交流するなど、子供主体の学びを展開する。



5の取組例

- ・予習を授業と関連させたり、学習履歴（スタディログ）などを活用して家庭学習で取り組む内容を子供自身に考えさせたりするなど、授業と家庭学習を関連付ける。
- ・学習内容に関連した図書を紹介するなど、子供が読書への興味・関心を高めるようにする。



※ 「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」と関連する項目は以下のとおりです。学校・家庭・地域の取組によって、子供たちの意識の変容を検証する際に活用しましょう。

- 1 (10) 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」 (12) 「学校に行くのは楽しいと思いますか」
- 2 (4) 「自分にはよいところがあると思いますか」 (5) 「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」
- 3 (33) 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」 (35) 「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になっていますか」 (37) 「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」
- 4 (29) 「授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」 (36・40) 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」 (34・38) 「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていますか」
- 5 (2) 「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」 (3) 「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」 (16) 「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」 (17) 「学校の授業以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」 (20) 「学校の授業以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」

※小学校と中学校が同じ質問番号になっている場合は（質問番号）と表し、小学校と中学校の質問番号が違う場合は（小学校質問番号・中学校質問番号）の順で表しています。

<参考となる資料等>

- ・ [「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者を目指して～」](#) 宮城県教育委員会 R5. 3
- ・ [令和5年度検証改善委員会報告書『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！』](#) 宮城県教育委員会 R5. 12
- ・ [令和4年度検証改善委員会報告書『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！』](#) 宮城県教育委員会 R4. 12
- ・ [令和3年度検証改善委員会報告書『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！』](#) 宮城県教育委員会 R3. 12

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりと「単元づくり」について

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりについて

○ 「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題につなげる。

○ 「対話的な学び」

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

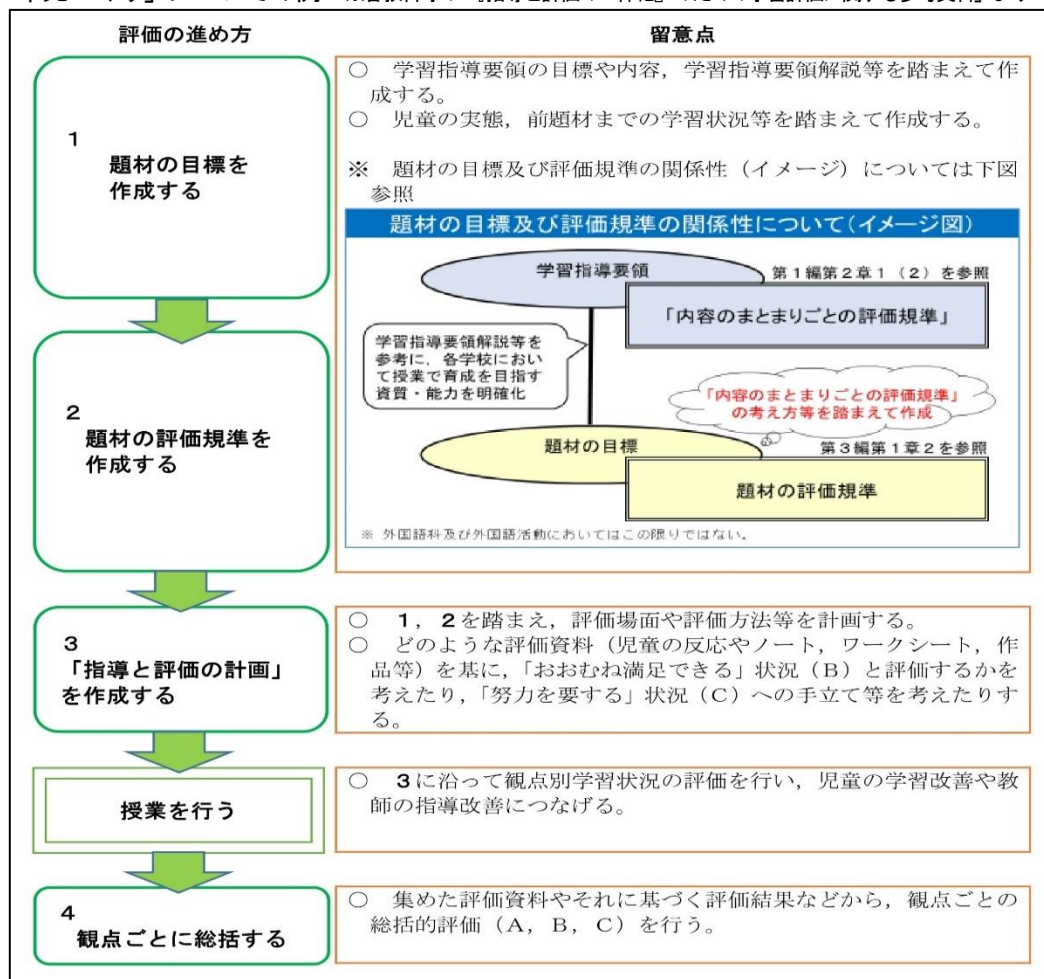
○ 「深い学び」

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じたり、「見方・考え方」を働かせたりしながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かうとする。

<参考となる資料等>

・ 学習指導要領「生きる力」	文部科学省
・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善	文部科学省
・ 動画教材 新学習指導要領シリーズ	NITS 独立行政法人教職員支援機構
・ 宮城県検証改善委員会	宮城県総合教育センター

(2) 「単元づくり」についての例 ※各教科等の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料より



<参考となる資料等>

・ 学習指導要領	文部科学省
・ 各教科等の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料	国立教育政策研究所

3 GIGA スクール構想の実現に向けて

GIGA スクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

※(リーフレット) GIGAスクール構想の実現へ 文部科学省

(1) 「[StuDX Style](#)」について ※文部科学省HPより

文部科学省では、GIGAスクール構想により整備された新たな機器等を、文房具や教具と同様、日常的に活用していくイメージを各設置者や学校現場の先生方にもっていただけるよう、先進的に実践を進めてこられた自治体・学校の実践事例等について、当サイトで情報発信していくこととしました。

※特設ウェブサイト「[StuDX Style](#)」に掲載している事例については、有償ソフト等を必要としない、汎用的な機能を活用したものとなっています。



(2) 「[リーディングDXスクール事業](#)」について ※文部科学省HPより

リーディングDXスクール事業は、GIGAスクールの標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用し、児童生徒の情報活用能力の向上を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを行い、全国に事例を展開する事業です。



～ (1)、(2) からの事例紹介～

① [StuDX Style](#)を活用した研修例 ※StuDX StyleHPより

- 第1回: 「GIGAスクール構想」の目的を知ろう
- 第2回: [StuDX Style](#)のウェブサイトを見てみよう
- 第3回: 実践できそうな事例を選び、実践の見通しをもとう
- 第4回: 授業等におけるICT活用のイメージをつかもう
- 第5回: 各自の実践事例を持ち寄り今後につなげよう

※各学校で研修が実施できるよう、それぞれ20分程度でできるような内容とし、1グループ4名程度で意見交換を主とした研修としていきます。学校においてICT活用に先進的に取り組まれている方がいなくても研修ができるよう、研修に必要な資料等も掲載しています。

② [GIGAスクール構想×学校マネジメント](#) ※StuDX StyleHPより

GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末の活用を学校全体で推進していくためには、管理職のマネジメントが非常に重要です。今回は、春日井市立高森台中学校の水谷年孝校長と札幌市立稲穂小学校の菅野光明校長に端末活用を進める上での学校マネジメントについて伺いました。(令和5年3月10日掲載)

③ 「[教える](#)」授業から「[自ら学ぶ](#)」授業へ | [愛知県春日井市の”1人1台端末”実践事例](#) ※リーディングDXスクールHPより

春日井市立高森台中学校で教頭を務める小川 晋先生は、まず「生涯にわたって自ら学び続けられる子どもたちを育成する」という理念のもとで、体育の水泳の授業、音楽の授業など、教科を問わず日常的なICT活用を進めると語ります。その根底にあるのは、コロナ禍において教職員が何もできず、子どもたちも何も学習できない状況を生み出してしまった反省があるといいます。実践事例として、社会科の授業における「乾燥した土地に暮らす人々」の単元を取り上げ、授業の流れについて説明しました。(令和5年9月1日掲載)

4 協働による授業づくりの推進

各学校・園の教育課題に対応した協働的な学びを学校・園組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、組織力を高め、効果的な教育活動の実施を目指していくことが求められています。

対話を通して、他の教師の教育実践から学んだり、自らの実践を振り返ったりすることで、自身の経験を再構成することにつながります。教師の学びが子供の学びのロールモデルとなるように、P D C A サイクルで協働による授業づくりの更なる充実を図っていきましょう。令和5年度管内指導概況報告の『参考となる取組』について確認してみましょう。

PLAN(計画)のポイント 計画的に推進するために

工夫改善の例

【研究構想】

前年度の研究の課題を踏まえ、児童生徒の実態について調査等を基に客観的に捉え、確実に把握し、それに基づいた全体構想（学校教育目標、願う児童生徒の姿、育成したい資質・能力等）を共有する。学習指導要領の内容を深く理解して研究主任を中心に協働体制で授業づくりを行う計画を立てる。

【授業構想】

授業者の思いを尊重しながら、学年や学年部、教科群といった部会ごとに、計画的に協働による授業づくりを進める。

DO(実施)のポイント ねらいを達成する授業実践を行うために

工夫改善の例

【授業構想】

- ・ 指導案の作成に当たっては、学習指導要領の内容を改めて確認し、それを踏まえ、ねらい、目標及び評価規準等の整合性が図られていることや各教科等の特性に応じた視点が設定されていることについて検討する。
- ・ 児童生徒自身が自らの学びに必要なICTの活用の仕方を考え、資質・能力を伸ばしていけるように検討する。

【模擬授業・先行授業・授業実践】

- ・ 研究目標と研究の視点の共通理解を確実に図り授業づくりを進め、授業者による模擬授業や他の学級における先行授業の実践から、課題設定や発問の仕方、ねらいの達成に迫るための具体的な改善案を提案し合う。

CHECK(評価)のポイント 授業改善につなげる話し合いをするために

工夫改善の例

【事後検討会】

- ・ 授業づくりを通して得られた課題を明確にすることに加え、その課題の改善につながる代案を互いに示し合うなど、日々の実践に結び付ける話し合いを進める。
- ・ 授業実践に至るまでの成果と課題の整理、授業を見る視点や話し合いのポイントの焦点化、時間設定の工夫など、分科会の持ち方を明確にしておくことにより、参観者の意識の深まりに結び付けるようにする。
- ・ 共同作業ができるアプリを活用して互いの考えを共有したり、付箋機能を用いて整理したりする等、協議中に成果と課題の可視化、共有化を図る。

ACTION(改善)のポイント 日常の取組につなげるために

工夫改善の例

【研究構想】

- ・ 授業改善のためのポイント（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」など）を生かしながら、教師主導の一斉授業から子供が主体となる「誰一人として取り残すことなく展開する授業」への転換を図る授業づくりを進める。

【授業実践】

- ・ 学習指導要領の内容と各教科等の指導計画を照らし合わせ、ねらいに沿った授業を組み立てていく。

<参考となる資料等>

- ・ [「校内研修プランシリーズ」](#) 独立行政法人教職員支援機構 H30.2
- ・ [「教職員研修の手引き2018」](#) 独立行政法人教職員支援機構 H30.4
- ・ [「宮城県検証改善委員会報告書」](#) 宮城県教育委員会 H25～R4

5 学習指導案作成のポイント

(1) 学習指導案様式例

学習指導案は、授業を構成する際的设计図であり、授業を行う際には進行表となります。学習指導案に必要な内容を備え、授業に役立つ指導案を作成することは、充実した授業につながり、児童生徒に確かな学力を身に付けさせる上で重要です。学習指導要領に基づいた学習指導案を参考例として示しましたので、活用願います。なお、指導案は各教科等により違いがあるので、各校で工夫して作成してください。

第〇学年 〇〇科学習指導案

1 単元（題材）名

2 単元（題材）について

(1) 単元（題材）観

- * 学習指導要領と年間指導計画で示された目標・内容を基に取り上げる指導事項を確認し、教材を扱う意義、教材の内容、既習事項との関連、今後の展開などを記述する。
- * 単元（題材）の系統性（他学年、異校種の学習内容との連続性等）も明記する。

(2) 児童（生徒）観（児童生徒の実態）

- * 単元（題材）の系統性を踏まえて、どのような学習をしてどのような力を身に付けてきたか記述する。
- * 当該単元（題材）のねらいや学習内容から見た児童生徒の実態、関連する既習事項の定着の状況等を記述する。

(3) 指導観

- * 「(1) 単元（題材）観」「(2) 児童生徒観」を受けて、ねらいとする力を身に付けさせるためにどのような学習活動をどのような流れや手立てで行うか、目指す児童生徒の姿を具体的にしながら、単元（題材）全体について述べる。

3 単元（題材）の目標

- * 学習指導要領解説等を参考に、授業で育成を目指す資質・能力を明確にして3観点（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で記述する。
- * 国立教育政策研究所が示している「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参照する。

4 単元（題材）の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
* 文末は「～している。」「～できる。」等	* 文末は「～している。」等	* 文末は「～しようとしている。」等

- * 国立教育政策研究所が示している「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参照する。

5 研究テーマ（校内・個人）との関わり

- * 研究テーマから見た本単元（題材）における児童生徒の現状や目指す児童生徒像、指導上特に留意したいことを記述する。
- * 研究の視点と、視点からの具体的指導の手立てを記述する。

6 指導と評価の計画（全5時間扱い 本時1/5）

○記録に残す評価 ・指導に生かす評価

時間	ねらい・学習活動	指導上の留意点	評価規準・評価方法		
			知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
1 (本時)	* 児童生徒の立場から、実際に行う学習活動を記述する。			○思①（活動観察、ノート分析）	・態①（活動観察、ノート分析）
	* 指導者がどのようなねらいでどのような指導を行うのか、ポイントを記述する。その時間の目標を達成させるための手立てや指導の工夫点を具体的に述べる。			* 1単位時間の評価は、1～2観点到絞る。 * 「7（4）学習過程」及び「（5）本時の評価」との整合性に留意する。	

7 本時の指導

(1) 本時の目標

* 「6 指導と評価の計画」の該当する目標を具体的に示す。

(2) 指導に当たって

* 指導観や研究テーマとの関わりを踏まえ、本時の目標を達成するために、授業の「どの段階で」「どのような手立て（働き掛け）を」「なぜ行うか」等について、具体的に記述する。※授業検討会での話合いのポイントとなる。

* 校内（個人）研究との関連（研究の視点と、視点からの具体的指導の手立て等）を記述する。

(3) 準備物

* 授業で使う教材や教具を記述する。教科書以外の資料、学習カード等もあれば記述する。

(4) 学習過程

* 「(1) 本時の目標」（どのような力を身に付けさせるか）と、「(2) 指導に当たって」（どのような指導・学習活動を行うのか）及び「(5) 本時の評価」（どのような状況であれば目標が達成できたとするか）の3つを関連させる。

階	学習活動	形態	・主な発問、指導上の留意点等 ・予想される児童生徒の反応	【評価規準】(方法)
導入 □分	めあて（本時を通して身に付ける力について児童生徒向けの言葉で記述する） ※小単元のタイトルや児童生徒が取り組む課題ではないことに留意する。			
展開 △分	*学習過程に沿って、児童生徒が学習する内容を明記する。	個 ペ ア グ ル ー プ	*主な発問と予想される児童生徒の反応について具体的に記述する。 *本時の目標に基づいて、どのような指導を行うかポイントを記述する。 *予想される児童生徒の姿と照らし合わせた具体的な手立てや指導の工夫点について述べる。 *「努力を要する」状況（C）と判断される場合における児童生徒への手立ての例を示す。	*「6 指導と評価の計画」の評価規準・評価方法との整合性に留意する。
終末 ◇分		自由 全 等	*「十分満足できる」状況（A）となるようにするための手立ての例や、「十分満足できる」状況（A）にある児童生徒の力を更に伸ばすための手立ての例を示す。 *特別な教育支援を必要とする児童生徒への配慮事項や手立てを記述する。	

(5) 本時の評価

評価の観点	評価規準	十分満足できる（A）	努力を要する（C） 児童生徒への手立て
【知識・技能】 【思考・判断・表現】 【主体的に学習に取り組む態度】	*「6 指導と評価の計画」の評価規準が入る。 ※（B）児童生徒の姿。	*（A）児童生徒の姿を具体的に記述する。	*評価規準（B）の状況を実現するための指導や支援の具体的な手立て

(6) 板書計画

* 1時間の学習の流れが明確になるよう構想する。

* 事前・事後検討会で活用することも考えられる。

* スクリーンに映す資料なども挙げるとよい。

<参考となる資料等>

- ・ [「学習指導要領解説」](#) 文部科学省 H29. 7
- ・ [各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」](#) 国立教育政策研究所 R2. 3
- ・ [「どうとくSupport Book」](#) 宮城県総合教育センター R2. 3
- ・ [「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」](#) 国立教育政策研究所 H30. 7
- ・ [「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」](#) 国立教育政策研究所 H28. 3
- ・ [Mナビ教育データライブラリ](#) 宮城県総合教育センターHP
- ・ [MEXTチャンネル](#) 文部科学省
- ・ [StuDX Style](#) 文部科学省

(2) 特別支援学級 様式例

特別支援学級の学習指導案は、一人一人の児童生徒の実態から始まり指導や支援及びTTによる連携の在り方や個別の目標などを具体的に明記することが求められています。学習指導案の形式に決まった形はありませんが、個別の指導計画を基にステップ①～⑦の手順で学習指導案を検討していきましょう。ポイント1、2は特に大切な視点です。

ポイント1 児童観・生徒観（児童生徒の実態）を始めに書く。

○○学級（障害種名）○○学習指導案

1 単元名（題材名）
2 単元（題材）について

(1) 児童（生徒）観
 <一般の実態> 人数・性別・発達の様子・障害の種類や程度等
 <本単元（題材）についての実態> 単元に対する興味・関心、経験等

(2) 単元（題材）観
(3) 指導観
3 単元（題材）の目標
4 指導計画

ステップ①<児童（生徒）観>
診断名や検査結果などは、個人情報なので省略する。否定的でなく、より肯定的にできること、できそうなことに注目する。

ステップ②<単元（題材）観・指導観>
「児童（生徒）観」→「単元（題材）観」→「指導観」の順で書くことで、「このような児童（生徒）だから、このような内容を、このような指導や支援で行っていく」という記述になる。項立てを必ず記す必要はない。

小単元名	主な学習内容（配当時数）	時数
○○○	<ul style="list-style-type: none"> 計画を立てよう。(1) スーパーに買い物に行こう。(3) スーパーで買い物をしよう。(3) 振り返りをしよう。(1) 	ステップ③<指導計画> 学習内容を詳しく示し、配当時数を記す。
◇◇◇	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスを使って図書館に出かける計画を立てよう。(1) 	

ポイント2 個別の目標・学習過程・評価の観点を示す。

5 本時の指導
(1) 小単元名
(2) 本時の目標

○ 全体の目標
○ **個別の目標**

ステップ④<個別の目標>
個別の指導計画、全体の目標、児童（生徒）の実態との一貫性があり、今の発達段階の一つ上の学びを目標にする。

児童	本時の目標
A児	友達と一緒に楽しく活動することができる。
B児	失敗を気にせず、活動を続ける。

ステップ⑤<学習過程>
一人一人の学習課題を明確にし、自主的・自発的な活動を十分に引き出せる指導や支援を具体的に示す。

(3) 学習過程

学習活動	個々の課題	児童の反応	教師の働き掛け	備考
	A児（T1）	B児（T2）		ステップ⑥<学習過程> TTによる指導形態の場合は、それぞれの役割を明確にし、教師の動きが分かるようにする。
	<ul style="list-style-type: none"> 難しいと感じる。 友達と協力して活動する。 進んでやろうとしない。 ○B児の誘いに反応しなくて 	<ul style="list-style-type: none"> すぐに始めたがる。 失敗は成功のもとと考える。 ・A児を誘って始める。 ○よい行動について褒める。 		

(4) 評価の観点

児童	評価の観点	評価方法
A児		
B児	ステップ⑦<評価の観点> 一人一人の目標に対する評価の観点・評価方法を具体的に示す。	

<参考となる資料等>
 ・「[発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集](#)」
 文部科学省 H30.9
 ・「[教師のためのサポートブックⅡ](#)」
 宮城県特別支援教育センター H22.2

6 保幼小連携、小中連携のポイント

※本文中の小学校（小）、中学校（中）には義務教育学校も含む

(1) ポイント1：幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための連携を工夫する

幼児期に主体的な遊びを通して身に付いた力が、学童期においてどのようにつながり、子供の成長に作用していくのかを、保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校の教職員が互いに理解することが大切です。宮城県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期と捉え、小学校入学までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指しています（学ぶ土台づくり）。また、小・中・高等学校・特別支援学校においては、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育を展開しています（みやぎの志教育）。幼児期から学童期へのつながりを念頭に置き、育てたい力や大切にしたい姿を具体的にイメージしながら、保幼小連携の取組を工夫することが重要です。

- ① 各園所等の「アプローチカリキュラム」や小学校の「スタートカリキュラム」などは、園所、地域の実情に合わせて、小学校区単位で実践していく必要があります。また、幼児期の学びが入学後の各教科等の学習に円滑に接続されるようスタートカリキュラムを作成する必要があります。互いのカリキュラムについて理解し合い、それぞれの取組がより充実するようにしましょう。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿（5歳児後半に見られるようになる姿）です。到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないこと、また、幼児教育において小学校教育の先取りを意図したものではありません。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期から学童期へ連続している子供の成長を見取る際の視点として捉えましょう。
- ③ 保幼小連携の取組例（就学時の事務引継以外にも、地域の実情に合わせた工夫が大切です。）
各研修会や交流会を通して人と人がつながる活動と「幼児期から学童期へとつながる学び」について、架け橋期（5歳児～小学校1年生）の2年間をイメージしてみましょう。
 - ・ 幼児と児童の交流活動
 - ・ 保育所、幼稚園、小学校等教職員相互の保育・授業参観
 - ・ 保育所、幼稚園、小学校等教職員の保幼小合同研修会
 - ・ 保護者との連携（教育相談、保護者の保育参観・授業参観）など

(2) ポイント2：9年間の児童生徒の学びの連続性を見通した連携を工夫する

同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携として、次のような工夫が考えられます。

- ① 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、小中9年間を見通した各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有し、改善を図りましょう。
- ② 校長・副校長・教頭・主幹教諭等の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図りましょう。
- ③ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図りましょう。
- ④ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有しましょう。

<参考となる資料等>

- ・ [令和5年度検証改善委員会報告書「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて！」](#) 宮城県教育委員会 R5. 1 1
- ・ [幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）](#)
中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 R5. 2
- ・ [宮城県版「保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」「保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて<資料編>」](#)
宮城県教育委員会 R5. 3改訂
- ・ [令和4年度検証改善委員会報告書「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！」](#) 宮城県教育委員会 R4. 1 2
- ・ [宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」](#) 宮城県教育委員会 R3. 3
- ・ [令和3年度検証改善委員会報告書「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！」](#) 宮城県教育委員会 R3. 1 2
- ・ [令和2年度検証改善委員会報告書「小学校低学年から確かな学びを積み重ねよう！」](#) 宮城県教育委員会 R2. 1 2
- ・ [令和元年度検証改善委員会報告書「子供の学びにつながる授業づくりを進めよう！」](#) 宮城県教育委員会 R2. 1
- ・ [平成30年度検証改善委員会報告書「学力向上に向けた小中連携を図ろう！」](#) 宮城県教育委員会 H31. 1
- ・ [発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～](#)
文部科学省、国立教育政策研究所、教育課程研究センター H30. 3

7 個別の教育支援計画等の作成・活用のポイント

1 個別の教育支援計画の作成について

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする子供たちに対して、本人や保護者の希望を踏まえながら、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うための「ツール」です。その作成と活用に当たっては、教育のみならず、保健・医療・福祉、労働等の様々な関係機関が密接な連携を図ることが期待されています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒のみならず、通常の学級に在籍している障害のある幼児、児童生徒においても、「個別の教育支援計画や「個別の指導計画」を活用に努めることが示されています。

<参考とする資料>

- ・ [小学校学習指導要領解説「総則編」\(P. 112～113\)](#) 中学校学習指導要領「総則編」(P. 111)
- ・ [就学前からつくる 個別の教育支援計画 “つなげるための作り方と使い方”](#) 宮城県教育委員会 R3.3

2 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」について

「個別の教育支援計画」とは、障害による困難な状況、支援の内容、成育歴、相談歴など子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。

「個別の指導計画」とは、子供の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたものです。また、それぞれの様式については、決められたものではありません。独自に作成している学校や市町教育委員会で作成し活用している学校もあります。

<参考とする資料>

- ・ [特別支援学校学習指導要領解説「総則編」\(P. 455～\)](#)
- ・ [初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド\(3\) 参考資料](#) 文部科学省

3 個別の教育支援計画作成するプロセスについて

作成のプロセスは一般的には次のとおりです。

- (1) 障害のある児童生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を把握する。
- (2) 本人及び保護者の意向や将来の希望などを確認する。
- (3) 在籍校だけでなく、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる。
- (4) それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど 関係機関の役割を明確にする。
- (5) 支援の実施状況を適宜評価し、改善を図る。

<参考とする資料>

- ・ [小学校学習指導要領解説「総則編」](#) [中学校学習指導要領「総則編」](#)
- ・ [就学前からつくる 個別の教育支援計画 “つなげるための作り方と使い方”](#) 宮城県教育委員会 R3.3

4 個別の教育支援計画の活用について

「個別の教育支援計画」の作成にとどまらず、これを活用しながら、学校・園と保護者、関係機関等が連携していくことが大切です。効果的に活用していくためには、校内・園全体の支援体制としてケース会議の仕組みや引継ぎの流れを構築し、「個別の教育支援計画」に目を通す機会を仕組み化することが必要です。

1年間でどこまで目標が達成でき、どのような課題が残ったかについて、本人や保護者、特別支援教育コーディネーター等、本人と関わった者で振り返り、確実に次の担当や進学先等へ引き継ぐことが大切です。また、進学先等との連携に当たっては、連携の意図や引き継ぐ内容等について保護者の理解を得ることも大切です。

<参考とする資料>

- ・ [個別の教育支援計画 参考様式について 別添2 作成・活用プロセス](#) 文部科学省

Ⅲ 指導主事学校訪問指導要領

1 基本方針

指導主事学校訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条の規定に基づき、市町教育委員会の要請を受けて、「北部管内生涯学習推進の基本方針」に従い、各学校（園）を訪問し、各学校（園）の教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校（園）教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町教育委員会と当該学校園の主体性と創意ある学校（園）運営の充実に資するものである。

2 実施方針と内容

北部教育事務所は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・不登校支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校（園）において児童生徒（幼児）一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業（保育）づくりを通じ、教員の授業力向上や校（園）内研究の充実等を図る。

3 訪問指導の重点

「令和6年度 北部管内生涯学習推進の基本方針」に基づき、指導及び助言を行う。

4 訪問の形態と内容

（1）訪問の形態と内容

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各市町教育委員会や各学校（園）の要請に応えることや継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるように以下の3つの形態を基本とする。

訪問形態	内 容
一般訪問 （協働による授業づくりを通じた教員の授業力向上を図る）	<ul style="list-style-type: none">○ 協働による授業（保育）実践に係る指導助言を行う。○ 訪問当日の運営、時程、全体会の内容等（全体協議等の有無及び会の流れなど）については、学校（園）の実態等を踏まえ、市町教育委員会の要請を受けて決定する。○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言を行う（市町教育委員会の要請によって実施）。
特別訪問 （校（園）内研究の理論と実践の充実を図る）	<ul style="list-style-type: none">○ 一般訪問とのつながりを持たせて、別日に実施する。校（園）内研究の充実・推進に係る指導助言を行う。<ul style="list-style-type: none">（1）授業参観（主に校（園）内研究の教科（領域）等）（2）授業検討会（校（園）内研究・授業（保育）についての指導助言） <p><活用事例></p> <ul style="list-style-type: none">・ 一般訪問で指導助言を受けた後に特別訪問を行うことで、継続的な視点で校（園）内研究の充実を図る。・ 特別訪問により校（園）内研究について指導助言を受けた後に、一般訪問を行うことで、授業実践の充実を図る。 <p>※ 当該年度内において特別訪問のみの実施は不可とする。</p> <p>※ 内容等については、学校（園）の実態等を踏まえ、市町教育委員会の要請を受け決定する。</p>

指定校訪問 (県教育委員会 の指定校等の事 業の充実を図 る)	○ 宮城県教育委員会(義務教育課)の指定校等の事業の充実を図るための指導助言を行う。 (1) 授業参観(指定に直結する教科等) (2) 事業実施に係る話し合い(事業推進に係る情報交換) ※ 訪問の内容等については、事業の内容に応じて、市町教育委員会の要請を受け決定する。
---	--

※ 特別訪問及び指定校訪問は複数回の訪問が可能だが、回数や時期、要請人数等については、管内事情により制限する場合がある。

(2) 協働による授業(保育)づくりの推進

協働による授業(保育)づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な児童生徒(幼児)の考え方や反応等を予想しながら共に授業(保育)を構想し、指導案作成を行う。さらに、研究授業(保育)では、役割分担による児童生徒(幼児)の学びについての見取りを基に検討を行い、教員の指導力向上につなげるよう、協働による授業(保育)づくりの推進を図る。

(3) 特別支援教育の充実

授業づくり・学級づくりにおいては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒(幼児)がいることを前提にコーディネーターとして学びを創っていく力量の向上が教員に求められている。

このことを踏まえ、児童生徒(幼児)の実態を捉えて、どのように一人一人のよさを生かしながら集団としての学びの質を高めているかなどの観点から参観し、授業や校内研究等に関する指導助言を行う。

(4) その他

市町教育委員会の要請や承諾を得て、以下のことを行う。

- ・ 一般訪問における指導主事による「授業参観」(通常授業の参観、指導案等なし)
- ・ 諸表簿(指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿に限る)の整備や管理上の課題等に対する指導助言
- ・ 一般訪問における全体会の内容等については、学校(園)の実態等を踏まえ、市町教育委員会の要請を受け決定する。

5 訪問に関する手続き

(1) 訪問の要請について

市町教育委員会は、「令和6年度指導主事学校訪問指導についての要請書(様式1)」により指定された期日までに教育事務所に要請する。

(2) 訪問期日の決定について

教育事務所は市町教育委員会の要請の下、提出された各校(園)の「訪問日程等希望調査(様式2)」に基づき訪問期日を調整し、訪問予定日を前年度2月末までに各市町教育委員会に通知する。